（定價金二錢）　明治廿三年二月十五日　（本號六面）　（郵便信省認可）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百六十六號
明治廿三年二月十五日　土曜日
雪暦己丑閏十二月廿六日（丁卯）
日出午前六時三十分　日入午後五時二十分
月出午前一時三十四分　月入午後零時三十五分
潮汐午後零時三十二分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價
時事新報一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞送廣告料の左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外ニ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

裁判所構成法（昨日の續）

第二の要點なる裁判權は其關係最も廣大にして新法の精神は專ら此一點に在りと云ふも可なるが如し今ふれを審新對照するに

區裁判所

舊法、治安裁判所は金額百圓以下の訴訟を取扱ひ不動產及船舶等の登記をなし刑事に於ては違警罪裁判所として違警罪を裁判す（但し今日までの實際に於ては始審裁判所の設なき土地の治安裁判所にては臨時便宜の爲め豫審を要せざる犯罪に限り裁判をなしたり）

新法　にては區裁判所は民事に於ては百圓以下の金額に係る訴訟の外、價格ニ拘らずして住家其他の建物、不動產の經界、占有、雇主と雇人、旅人と旅店飲食店若しくは水陸運送人との間等に關係する訴訟を取扱ふ事となり非訟事件に就ては不動產及船舶ニ關する登記の外、未成年者瘋癲者白痴者失踪者其他治產の禁を受けたる者の後見人若しくは管財人を監督し又特許憲匠及商標の登記を爲す事となり刑事に於ては違警罪の外ニ本刑五十圓以下の罰金を附加し若しくは附加せざる二月以下の禁錮又は單に百圓以下の罰金に該る罪を裁判し、及び皇室ニ對する罪を除き二百圓以下の罰金を附加し若しくは附加せざる二年以下の禁錮又は單に三百圓以下の罰金に該るものをも裁判する事を得

地方裁判所

舊法　始審裁判所は民事一切の訴訟を裁判し及び治安裁判所の判決に對する控訴を受け又刑事に於ては輕罪裁判所として輕罪を裁判し重罪及び輕罪の豫審を行ひ又違警罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す（但し控訴院の設なき土地の始審裁判所にては常ニ重罪裁判所を開くを例とす）

新法　地方裁判所は民事の第一審として區裁判所の權限又は皇族に對する民事訴訟ニして控訴院の權限に屬するものを除き其他の請求、又刑事の第一審としては區裁判所の權限并ニ大審院の特別權限に屬せざる訴訟を裁判し而して第二審としては民刑ともに區裁判所の判決ニ對する控訴及び區裁判所の決定及命令に對する法律ニ定めたる抗告を裁判す

而して控訴院の權限に於ける變化は從來其法廷に於て開きたる重罪の裁判權（時としては始審廷に於て）が全く地方裁判所ニ移りたると同時に地方裁判所の第一審判決に對する控訴を裁判するとなり重罪の控訴裁判を其法廷ニ開くことしありたると皇族に對する民事訴訟の裁判權を東京控訴院ニ屬せしめたるとにして又大審院に於ては從來高等法院にて開きたる皇室に對する重罪并に皇族の犯したる犯罪を裁判するの權を有する事となりたる等の異同あるのみ左れば新法に依りて其裁判權に擴張を見たるものは區裁判所と地方裁判所との二にして區裁判所の如きは民事刑事共に從來に比して非常に權限を增したる其上ニ非訟事件の事務も從來より一層手廣くなりたれば其法官の責任も更に重大となりたるは勿論其事務も頗る繁多となり且つ人民と直接の關係多きを加へたる事あれば法官の人數も隨て多數を要し裁判所及び出張所等の數も又隨て增加を要するなどならん又始審裁判所の如きも是迄は刑事に於ては輕罪の裁判のみを其本職とおしも唯場合に依りて重罪の裁判を開きたるのみなれども自今以後は輕罪重罪ともに本職として裁判するなどしありたるものなれば是れ又其權限に非常の擴張一を見たるものと云ふ可し之を要するに下級裁判所の權限を增し而して更に控訴上告の道を開きたるは人民の便利と裁判の鄭重とを謀るの趣意に外ならずして新法の精神を見る所あれども茲に注意す可きは法の精神と實際の便利とをして互に相行はれ相戾らざらしむるの一事なり例へば從來の治安裁判所の如きは法律上にては始審裁判所の設なき土地ニ於ては豫審を要せざる犯罪に限り裁判するの變法ありて實際には其便利一方ならざりし由然るに新法にては二月以下の禁錮又は百圓以下の罰金に該る罪其他の輕罪をも區裁判所にて裁判する事となりて更に其便利を增したるが如くなれども實際其罪情を審案して他の裁判所と罪人の授受を爲す等其手續は頗る面倒にして便利の一段ニ於ては却て前の變法に劣る所あるやも知る可らず然りと雖も總て法の運用は法官の技倆と熟練とに依りて大に巧拙の差異あるものなれば我邊は唯當局者が能く此邊に注意して法の精神を貫徹せしむると同時に實際の便利を忽にせざらん事を祈るのみ

（以下次號）

官報

○勅令第十四號　昨日の本欄に掲げたる勅令第十四號第二條中醬油酢油類の下四文字を除く

○海軍省令第三號　海軍志願兵家族扶助金明治二十二年（六月）省令第三號海軍志願兵家族扶助金支給規則中左ノ通改正ス

明治廿三年二月十四日　海軍大臣伯爵西郷從道

第三條中「毎月末日」ノ下ニ「（二十二日ハ二十五日）」ノ割註ヲ加フ

第四條　准士官ニ昇級シタルトキハ辭令書拜受ノ日マテ免官免役セラレ死亡シ若クハ現役ヲ退キタルトキハ其當日マテ前條ノ支給定日ニ拘ハラス其際支給スヘシ

第七條中「收禁」ノ下ニ「拘留」ノ二字ヲ加ヘ「之ヲ支給セス」ノ下ニ「但無罪免訴若クハ無罰トナリタルトキハ之ヲ追給スヘシ」ノ二十五字ヲ加フ

第九條　家族扶助金ハ所轄廳ニ於テ本人ニ渡シ官費ヲ以テ其家族ニ送附ス但家族ヨリ請願アルトキハ本人ニ下附スヘシ

第十二條中「家族ニ異動アルトキハ」ヲ「家族ニ異動アルトキ若クハ轉居轉籍シタルトキハ」ト改ム

○農商務省令第二號　明治六年工部省第五號達同十七年同省第五號達及同十八年同省第三號達ヲ廢ス

明治廿三年二月十四日　農商務大臣岩村通俊

○内務省告示第七號　藥劑師試驗受驗人心得左ノ通相定ム

明治廿三年二月十四日　内務大臣伯爵山縣有朋

藥劑師試驗受驗人心得

第一條　藥劑師試驗ハ當省ヨリ告示セタル試驗舉行地ノ中各自便宜ノ地ニ於テ之ヲ受クルコトヲ得ヘシ

第二條　藥劑師試驗ヲ受ケント欲スルモノハ明治二十二年（三月）内務省令第三號藥劑師試驗規則第四條ニ據リ左記書式ノ願書ヲ居住ノ地方廳ヘ差出スヘシ

第三條　藥劑師試驗願書ハ許可ノ指令ヲ付セサルニ付該出願者ハ試驗舉行ノ期日四日前ニ受驗地ニ到着シ宿所氏名ヲ其地方廳ニ屆出ヘシ（願書式略ス）

○備荒儲蓄金取扱方の件問答及回答　本月四日附三重縣知事より大藏省總務局長へ本年勅令第二號を以て公有金私有金は總て大藏省預金局に寄托すべしとあり右公有金の内には備荒儲蓄金も包含すべき儀なるや果して然らば二十年大藏省令第十五號備荒儲蓄金取扱順序第七條に掲げられたる現金を備蓄き引出方に著支おきは於ては之を銀行等へ預け金と爲すも妨げおしとあるは自然消滅せるや又該儲蓄金の餘は救助其他の事項により常に支出を要する事尠からず然るを其都度預金取扱手續に依り預金局へ拂戾を請求するが如きは事實頗る手數を要するのみならず隨て救助費若くは公債證書購入等の場合にありては爲に時機を誤るは勿論遂には事務の遲滞をも免れざるみとし思考す就ては右等は預金局へ照會便宜の取扱相成るべきものかとの問合に對し昨十三日同局長より右は本年法律第五號を以て改正せられたる備荒儲蓄法第四條に依り取扱ふべきものに附き勅令第二號の範圍外と了知相成度き旨回答せり

雜報

○勳章授與の詮議　遞信大臣秘書官栗野慎一郎及同省屬ストーンの兩氏へ勳章を授與するの詮議ある由なるが右は彼の上海なる大北部電信會社との談判に付て盡力し良結果を得たるに因るなるべく又同會社の日本支那總監なるヒートルセン氏へも相當の敍勳あるよしなるが此ルセン氏は同會社中屈指の人物にて英、獨、露佛等歐洲大國の帝王より既に授與されたる數多の且つ高等の勳章を所有せる人なりと云ふ

○臨時府會　來る十八日東京府臨時府會市部會郡部會を開會する旨昨日府知事より告示したり

○埃及王とスメンレー氏との面會　亞非利加の探檢者スメンレー氏は去月十四日カイロ府に於て埃及王に面會しエミンパシヤが埃及政府の爲に力を盡さんと懇願するが故に同人をスワキム、ワヤーハルファ又は其他土人を和睦せしむべき地方の管理官に任ずるの得策なる旨を述べしかば王は其旨をエミンパシヤに電報せんみとを約したりと云ふ

○兵營酒保の繁昌　先年兵營内ニ酒保を設けしより兵士等は外出の際暴飲を爲さず隨て病者も減じたる由なるが酒保は追々繁昌し昨年冬期以來近衛第一旅團酒保の賣高は平均四十圓に比すれば三倍

○關西藥劑師會　地方の藥劑師は去月十四日大阪に會議したり會員和歌山、兵庫を始めとして百六十餘名なりしが會議の結果に決し夫れなりしも多數の賛成を得たるのみ多くして規則其他の事務は大井ト新平氏に任すべしと云ふ

○外務大臣の饗宴　外務大臣は大井ト新平氏に任すべしと云ふ

○公議人の不足　公議人の不足は右にては議員十名を選擧するが席上會員の中より選擧すべしと云ふ

○獨逸のオペラ　獨逸のオペラは去月十一日より十二月の末迄は毎日興行し次官を一人增加したるなり

○公議人の不足　公議人の不足は右にては公議せし總代の人數は十二月の末迄は毎日興行し次官を一人增加したるなり

○獨逸のオペラ　獨逸のオペラは去月十一日より十二月の末迄は毎日興行し次官を一人增加したるなり

○英國政府の苦慮　英國政府の苦慮は如く葡萄牙の合併に關し英國政府は去月十一日英國オ河との合流に關し英國政府は去月十一日英國及びザムベジ河との合流に關し英國政府は去月十一日英國

○葡國の市民　葡國の市民は去月十一日英國に對し一歩を讓り解散せりと云ふ

○露國婦人の秘密巡査　露國婦人の秘密巡査は去月十五日の夜より行列を爲し去月十五日の夜より行列を爲し